

第 33 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A	参加者数	21 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）の解釈・疑問について（レクチャー形式）				
司会	西岡崇弘（関西学院大学） 村田淳（京都大学）※レク	まとめ 発表	田中秀明（京都精華大学）	記録	田中秀明（京都精華大学）

記 録

<分科会の概要>

2024 年 3 月に公表された「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」について、基本的な考え方やまとめのポイント、各論の構成等についての概略を確認するとともに、障害学生支援業務に関する日頃の実践を通じた困りごとや不安等を出し合いながら、他大学の取組を知ること、第三次まとめを踏まえた今後の対応の在り方等について共有した。

<参加者>

大学より 21 名が参加した（内訳：国公立大学 5、私立大学 16）。

<内容>

① ミニレクチャー「第三次まとめ」の考え方やポイント（村田先生）

- ・検討会は全 10 回開催され、第一次まとめ、第二次まとめを引き継ぐ形でまとめられている。
- ・これまでのものをアップデートした報告書ではない。依然、課題として残っている部分は第三次まとめの中でも改めて取り上げているが、過去の報告書は今でも効力を有するものである。
- ・検討会の資料及び議事録は全て公表されている。気になるトピックについては、議事録を一読することをお勧めしたい。議論の変遷や書かれていることの文脈等が分かり、理解が深まると思う。
- ・「合理的配慮」は個人に対して、つまり個別具体的に行うもの。「事前の改善措置」は集団に対して、つまり前提として行うもの。相互の関係性や違いを押さえておくことが需要である。例えば、大学が行う一般市民向けの公開講座等への参加者も当然、配慮対象となるが、個人からの要請に応じて個別に提供する場合は「合理的配慮」、不特定多数の配慮対象者の来場を想定して準備しておく場合は「事前の改善措置」となる。
- ・検討会では根拠資料に関する考え方の整理を行った。あくまでも、当該学生がどういう状態の人かという、配慮を提供する「必要性」の出発点となるもの。現認できるレベルは人によって異なる。資料が揃っていないと何も配慮が開始できない訳ではないということを押さえておくこと（一方で、結果として出来ることに違いが生じることはあり得る）。また、そういった対応について組織内でコンセンサスを得ること、本人に伝えることも大切である。
- ・配慮の検討においては、医学モデルというより社会モデル、当該学生が相対する社会的障壁に対して必要且つ適当な（必要性和妥当性が加味された）変更・調整という観点が重要である。
- ・配慮申請において、所定の様式による提出を求めるというルールそのものがバリアになってしまう場合もある。あくまでも各大学のローカルルールであることを念頭に置きつつ、本人の意向をどのように汲み取るか、あくまでも法の趣旨に則った柔軟な対応が求められる。

② 4つのグループ別懇談及び全体でのシェア（以下、概略のみ）

●障害学生支援に関して、学内の様々な部署との意識の共有について

・Aグループの中で「学内の研修を実施している」という大学が半数以上。「毎年実施している」という大学も少なくなかった。

・日々、他部署の職員や教員との関わりの中で具体的なフィードバックを行い、理解啓発や意識付けに努めている。

・各学部や学科の集まりに定期的に参加させてもらい、情報共有をまめに行うことで、教員との信頼関係を積み重ねていった。

・大規模校だと関係者が定期的に全員参集することは難しいが、近隣のキャンパスで部局をまたいで定期的に支援会議を開いているケースもある。

●各大学における障害学生支援体制やスタッフ構成について

・大学の規模にもよるが、様々な特色のある体制が構築されている。国公立と私立とではガバナンスの作り方も異なってくる。

・コーディネーターのバックボーンも心理、教育、福祉、その他と大学によって様々である。「バリアに繊細であること」が重要な資質といえるのではないか。

・障害学生支援部署を置いている大学も一定数あるが、置くことで専門部署任せになりがちという弊害にも留意する必要がある。

・学生の支援を受ける権利ではなく教育を受ける権利の保障のために動いているので、障害についての専門性を有する職員だけではなく、案件を円滑に進めていく為の話の進め方や他部署、教職員との連携等に長けている専任職員も含めて、トータルでうまく機能していくことが望ましい。

・これまでは複数の部署で連携しながらやっていたが、今年度から業務を統合・整理して推進室としてのスタートを切ったケースもあった。現在、ガイドラインや仕組みづくりに注力している。

・大学によっては障害学生支援部署を設けず、部局横断型の支援チーム（各部署に担当者を置き、大学から正式に担当業務として委嘱）で対応しているケースもある。

●根拠資料に関して

・診断書の提出でなくとも、コーディネーターが面談して社会的障壁等が確認できれば、配慮を講じている大学もある。

・「診断書がなければ合理的配慮を提供しない」などと一律に拒否することは不当な差別的取り扱いとなる。対話の中で受診や新たな根拠資料等の取得を促すことは問題ではない。

・社会的障壁が“現認”されれば配慮を講じる必要があるが、現認はヒト（専門性等）に依存することに留意が必要である。例えば、車椅子の学生が段差に直面していれば大多数のヒトが社会的障壁を現認できるが、発達障害学生が障壁に直面しているかどうかの現認は専門性の有無によって異なってくる。

●対面授業におけるオンライン対応要請への対応について

・通学等の移動がバリアになっている学生にとっては、授業に参加する障壁を解消する可能性のある変更・調整方法のひとつといえる。

・「通学が前提の大学なのでオンライン対応への変更調整は出来ない」という一律の対応はNG。

・一方で、当該学生にとっての必要性・メリット・意向だけでなく、教育側の観点（教育責任が十

分に果たせるかどうか)を加味する必要がある。例えば、対面で参加すべき授業における本質変更の可能性や、担当教員の過重な負担等のリスクと等も踏まえて総合的に考慮の上、個別に判断しなければならない。

●学外での学びにおける支援保障について

- ・外部の企業や地域とコラボレーションした授業や学びの機会を提供する際には、学生に対する支援に関することやコストに関わること等、詰めていくことが必要となる。
- ・丁寧に話し合いを重ねていくことが望まれる。

第 33 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B	参加者数	14 名(内 4 名幹事)	会場	キャンパスプラザ京都 (第 6 講習室/6 階)
テーマ	支援体制・合理的配慮の周知、トラブル・紛争事例について				
司会	望月直人 (大阪大学)・	まとめ発表	西浦由季子 (佛教大学)	記録	山口七重 (関西学院大学) 鈴木美佳子 (大谷大学)

記 録

<分科会の概要>

障がい学生支援は組織的な取り組みであり、支援コーディネートだけでなく、支援体制の整備や合理的配慮を提供するためのフローの周知や理解啓発が不可欠である。また、今後は改正障害者差別解消法の動向をうけて、紛争防止・解決の仕組みについても検討が必要となっている。本分科会では、参加者に自大学の学生配付用のリーフレット等を持参いただき、各大学の支援体制や障がい学生支援に関するマネジメント全般について情報・意見交換を行った。

<参加者>

大学、短期大学より 14 名が参加した（内訳：国公立大学 1、私立大学 11、短期大学 1）

<内容>

初めに自己紹介を行い、各校の支援体制等の課題を挙げ、出された課題から 3 項目について、懇談した。参加者は、事務職が中心で、コーディネーター、心理士など多職種の参加であった。参加人数が少人数であったため、全員から一律に意見を聞くことができ有意義な時間となった。

① 支援体制づくりについて

学内の障がい学生支援への理解を促すために各大学で行っていることは

- ・縦割りになりがちな障がい学生支援を全学的に考えられる体制づくりのために、新規採用者へ一律にアナウンスをしている。
- ・2 年目研修で盛り込んでいる。実際に教員の会議や部屋へ出向いてネットワークづくりを行っている。

② 配慮制度について（依頼文書提供までの期間、文書の依頼者）

- ・配慮依頼文書の依頼者は、学部長名を挙げ、障がい学生支援室などを設置している大学は、連名で作成している場合が多かった。
- ・合理的配慮の提供について、規程化することで、文化になる。→障がい学生支援の足跡づくり
- ・配慮依頼文書の申請手続きから教員への配付に至るまでの期間は、上程の数と比例しており、短いところで即日、多くは、1～2 週間、長いところで 1 ヶ月～1 ヶ月半とのこと。
- ・学生が配慮の調整シートを授業担当教員へ持参し対話をした上で、個別具体的な配慮内容を決めている。

□根拠資料については、大阪大学の事例が紹介され、簡易的な申請に関しては学生が簡単にアクセスし手続きできる方法を思案中とのこと。評価に関連した配慮内容については、「主治医の意見書」を必須提出としている。大阪大学の HP にも掲載中（参考資料）

③ 紛争事例について

発達特性のある学生の人間関係トラブル事例（保護者対応）について共有があり、類似事例対応をした大学が意見や成功事例を紹介共有した。

- ・親も含めての対応は必須である。本人の気持ちを大切に、アプローチしていくこと。障がい特性に合わせた支援として、視覚効果がある学生には、振り返りカードを作成し学生へのエンパワーメントを図る。対人コミュニケーションのテクニカルスタンダードの確立等についても共有した。

第 33 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C	参加者数	12 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	コーディネーター業務 ～身体障がい学生支援と支援者養成～				
司会	永井 友幸 (大阪大学)	まとめ発表	石原 佳奈 (関西学院大学)	記録	石原 佳奈 (関西学院大学)

記 録

<分科会の概要>

身体（視覚、聴覚、肢体、内部）に障がいのある学生へ合理的配慮を提供するにあたり、配慮内容に迷ったケースや困難事例について、事前アンケートをもとに懇談し、コーディネーターの役割と対応を整理する機会とします。また、各大学で行っている効果的な支援者養成の時期や方法について情報交換します。

<参加者>

大学より 12 名が参加した（内訳：国公立大学 3、私立大学 9）。

<内容>

事前アンケートの回答内容を配付し参加者で共有した後、分科会が開始された。自己紹介した後に、各大学の取り組みや状況を共有いただきながら、アンケート回答をもとに参加大学への質問等がなされた。

全体を通して、各大学の様子が分かるような情報交換や悩みの共有ができた。特に、合理的配慮の内容を検討するにあたり、その科目の到達目標や本質を突き詰めることの大切さを改めて共有できた時間となった。その中で、取り上げられた主な内容を以下に記載する。

◎生活支援が必要な学生の支援について

肢体不自由の学生でトイレや食事といった生活支援が必要な場合、修学支援と生活支援の線引きが難しいケースがある。現在、生活支援として福祉サービス（重度訪問介護利用者の大学修学支援事業）の案内や利用しているケースが複数大学から挙げられた。必要な手続きとして、支援体制構築に向けての計画書の提出や学内委員会への出席が挙げられたが、「本来業務付随」や「非過重負担」の視点を持ちながら自治体とやりとりすることが必要であることを確認した。

◎根拠資料の取り扱いとアセスメントについて

根拠資料は提出されているものの、症状に波があり不安定であることから、配慮内容の決定が出来なかった学生について意見交換がなされた。この学生は手のしびれからノート作成が難しかったり、日によって車いすから立ち上がることが出来たりするようで、身体か精神か診断書からは読みとりにくいことがある。その際は、社会的な障壁はどこにあるのかという視点でアセスメントするのが良いのではないかという意見が出された。

また、根拠資料について、精神においては 3 カ月以内に発行された診断書の提出を求めたり、大学指定のフォーマットがあるとの情報交換がされた。

◎入試前対応をどのように行っているかについて

入試の場合は入学センター等が対応窓口になっていることが多いが、出願前に学部とも面談したり、オープンキャンパスでの個別面談を実施したりすることで、入学後のミスマッチが起りにくいように調整を行っている大学が多かった。その際、入試と入学後の配慮内容は違ってくることを対話で伝えている大学が多かった。

◎聴覚障がい学生の情報保障について

専門性の高い科目や語学科目（必須科目）の情報保障はノートテイカーのスキルに頼る部分でもあるが、それぞれの大学で工夫されている点や課題が共有された。具体的には、UD トークの音声認識の修正によるノートテイクでは、取り扱われる言語によっては相性があり難しさを感じていることや、教員や利用学生から資料を提供してもらい単語登録を行っている大学があった。また、留学生や帰国子女にノートテイクを依頼している大学もあった。連係入力の難しさもあり、それぞれの科目に応じて対応していく必要性が共有できた。

また、必須のリスニング科目の対応については、PEPNet-Japan の情報提供や、他科目の組み換え検討、当該科目のリスニングの本質（提示された速度で理解しコミュニケーションをとる）を変えない速読対応の検討など各大学の取り組みについて紹介された。

◎支援者育成について

各大学の支援者育成講座のチラシを配布し、登録人数や時給の情報提供がなされた。移動支援でのガイドヘルプに加えて、盲導犬への餌やりやトイレ処理なども業務の一部としているケースもあるとのことだった。また、支援者確保のために実践していることとして、学部のオリエンテーションで当事者が登壇してサポート依頼をすることもあったようだった。

以上

第 33 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	D	参加者数	14 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	合理的配慮の決定プロセスと依頼方法について (サンプル提示)				
司会/進行	梅本 直 (京都外国語大学) 寺尾 藍子 (京都精華大学)	まとめ 発表	榎村 健一 (京都女子大学)	記録	八木 真紗子 (大阪公立大学)
記 録					
<p><分科会の概要について></p> <p>合理的配慮の決定プロセスや依頼書の記載内容について、各大学の依頼書等のサンプルを基に、各大学の合理的配慮の提供フローや、関与する部署について情報を共有し、依頼書の具体的な様式や文言等について比較し、各大学が直面している課題や取り組みについても、求められる工夫や改善点について意見交換を行った。</p> <p><参加者></p> <p>大学より 14 名が参加した (内訳：国公立大学 5、私立大学 9)。</p> <p><主な情報・意見交換内容></p> <p>○各大学では決定プロセスや体制が異なるものの、学生に不利益が生じないように取り組む姿勢は共通していた。</p> <p>○合理的配慮の決定プロセスは、大学の規模や体制等からも違いはあるが、合理的配慮の提供主体である教学を担当する部署と支援部署、さらには学部教員や授業担当教員などとの連携が不可欠であることが共有された。</p> <p>○合理的配慮依頼書を作成する部署は大学によって異なるが、担当する職員によって内容にばらつきが見られることがある。職員間の理解を統一することが重要であり、教職員向けにガイドラインを作成し、合理的配慮を実施する上での基本的な指針を提供している大学もあることが共有された。</p> <p>○合理的配慮依頼書の内容や文言について、あいまいな表現を使うことで各授業の特性や授業デザイン等に応じた柔軟性が持てるが、あいまいさは授業担当者に混乱をもたらし、「何を調整すれば良いのかわからない」といった問題を引き起こす場合もある。一方、支援部署としては、調整内容を詳細に記載することの難しさもあるとの課題が共有された。</p> <p>⇒文言だけではなく、合理的配慮は教育の権利を保障するものであるため、組織全体でこの意識を共有できる仕組みや、意識啓発を目的とした研修を行う必要があるとの意見が出された。</p> <p>○合理的配慮を行う際、必要性を判断するために発達検査等を実施している大学もあることが共有された。</p> <p>○ネイティブ教員への周知方法については課題があり、重要な情報が適切に伝わらず、実施すべき配慮に対する理解が不十分な場合がある。このため、科目マネージャーが情報の橋渡しを行い、サポートする取り組みや、支援部署が英訳をして依頼書を配布している大学もあることが共有された。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>					

第 33 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	E	参加者数	14 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	発達障がい、精神障がい者への実験・実習対応について				
司会	楠敬太 (佛教大学) 舩越高樹 (筑波大学)	まとめ 発表	金澤明子 (大阪公立大学)	記録	鶴野恵子 (桃山学院大学)
記 録					
<p><分科会の概要></p> <p>実験や実習、資格に関する授業ではどのように合理的配慮を検討していくか。話題提供の流れを受け、舩越先生を交えて質疑応答の形式をとり、発達・精神障がい者の対応について意見交換と情報共有を行った。</p> <p><参加者>大学より 14 名が参加した (内訳：国公立大学 4、私立大学 10)。</p> <p><内容>以下の 4 テーマが取りあげられた主な内容である。</p> <p>1. 安全配慮義務との両立</p> <p>実習に臨む意欲はあっても精神疾患等で健康状態が伴わない学生の事例がいくつかあげられた。</p> <p>大学が実験や実習の安全配慮義務を負うことは大前提であり、治療を優先すべきかどうか本人の状態の見極めが重要である。また、実習担当者の過剰反応や不安への対処と、実習先との情報共有の仕組みやあり方について、事前に検討しておく。万一の実習中止要件や今後どのような条件が揃えば再挑戦できるか等、学生と申し合せて理解・同意を得る対話が必要ではないか。そのうえで個々のニーズに応じた配慮の検討を行う。いずれも学生が納得できる対話の場をどう持てるか、事前の環境整備が重要であることを共有した。</p> <p>2. 教育・実習・入試の本質</p> <p>授業で学生に自身を語らせる場面での対応、実習時に配置する補助者の役割、通信制大学の入試等、各場面での本質にかかわる課題があげられた。</p> <p>心理的安全に配慮するものになっているかなど授業のあり方や授業の本質を問い直す、教育のアップデートが必要とされている。個別ニーズにのみ対応する合理的配慮だけで様々な問題に対処するのは困難。教育的配慮と合理的配慮の線引きをして、専門職養成機関で達成させるべきスキルとは何か、実習の本質とは何か、それらをコンピテンシー・ベースで定義をしていく努力が必要であることを共有した。</p> <p>3. 実習先との調整</p> <p>実習先の調整や理解を得ることが難しく、また資格取得後の受け入れ先がないこともあげられた。</p> <p>合理的配慮の提供義務は民間事業者である実習先でも同じ。ニーズのある人と共に働く場所として、送り出し先を育てるのも大学の役割ではないか。実習先と学部が共に障がい理解の研修を経て、地域づくりを目指す事例も紹介された。</p> <p>4. ニーズのある学生 (グレーゾーン)</p> <p>学年進行で情報が引き継がれないニーズのある学生の対応についての課題があげられた。</p> <p>自覚のない学生でも悩みの場面を捉え、本人が得をする状況を作っていくことが支援のスタート。学生の苦手さやサインに周囲が気づき、大学での支援の枠に入れていくような体制が必要であることを共有した。</p>					

合理的配慮を進めていくと教育の本質とは何かを問われることになる。各大学の現状や課題を共有しながら、合理的配慮の本質変更不可という構成要素、教育の本質について改めて考える有意義な機会となった。